

## 成田市立吾妻小学校「学校いじめ防止基本方針」

### 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

#### 第2条

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教師の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- □□冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- □□仲間はずれ、集団による無視をされる
- □□軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- □□ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- □□金品をたかられる
- □□金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- □□嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- □□パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※「いじめられた児童等の立場に立って」とは、いじめられたとする児童等の気持ちを重視することである。

※「一定の人的関係にある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等と何らかの人間関係にある者を指す。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

## 3 基本理念

- ・ いじめは、頻度やダメージの大きさに関わらず、「たった1度であっても、いじめに変わらない」「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童等の心情を重視して取り組む。
- ・ いじめは、被害児童等と加害児童等だけの問題ではなく、周りではやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、関係することを認識させる。
- ・ いじめは、児童等同士だけの問題ではなく、教職員の児童観や言動が大きな影響力を持つことを十分に認識し、教職員の言動で児童等を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払う。
- ・ いじめには、様々な態様が挙げられる。外見的には「けんか」のように見えることでも、よく状況を確認すること。単なる悪ふざけやけんか等と安易に判断して放置したり見過したりすることのないよう、いじめられた児童等の立場に立って対応すること。
- ・ 「いじめは人間として絶対許されない卑怯な行為である」という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めること。
- ・ 「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れ替わることもあり得る」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること。
- ・ 「いじめられている子供の立場に立ち、子供の心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」という姿勢で、いじめ問題を克服すること。
- ・ 必要に応じて、成田市教育委員会をはじめ、各関係機関との連携を図る。

このような基本的な考え方に立ち、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

### (1) いじめの禁止

児童はいじめを行ってはならない。

(※いじめ防止対策推進法 第4条より)

### (2) 方針

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のための基本理念として対策を講じる。いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者に対して隠蔽や虚偽の説明は行わない。

## 3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組

おとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処すること。

#### 4 いじめ防止等の対策のための施策

##### (1) いじめ防止等の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

以上のことを受けていじめの防止等の対策のための組織を置く。

ア 名称「生徒指導推進委員会」「いじめ防止対策推進委員会」(重大事態発生時)

イ 役割

- ・学校いじめ防止基本方針の運用、検証、修正・改善をする。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有を図る。
- ・いじめの疑いに係る情報があったときには速やかに関係職員に報告・相談を行いいじめの情報の迅速な共有を図り、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対策方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施できるようにする。
- ・必要に応じて、教育相談員・スクールカウンセラーなどの外部の専門家を加える。
- ・いじめ防止対策委員会は、「重大事態の調査」の母体組織となる。

ウ 組織の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、養護教諭、学校教育相談員、当該在籍児童の学級担任等、事案に合わせて構成する。

エ 活動内容

- ・いじめ防止基本方針の見直し
- ・教育相談に関する活動の企画と実施
- ・いじめ防止の啓発活動
- ・いじめに関する調査・結果を職員間で共有
- ・いじめ事案の指導と対応

オ 開催回数及び開催日(緊急開催を含む)

定期的に生徒指導推進委員会で校内のいじめの状況について共有する。なお、いじめ事案が発生した時は緊急に開催する。

##### (2) いじめの未然防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要

であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地と、いじめをしない態度や能力を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。

加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりや学級の支持的風土づくりも未然防止の観点から重要である。

そうした未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

このため、学校では、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察やストレスチェック等により、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー・養護教諭・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援（社会福祉サービスの提供等）など、校長のリーダーシップのもと、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることなどにより、いじめや新たな不登校や不登校の長期化の要因となり得る児童生徒の不安や家庭環境に係る状況の悪化に対する支援に適切に取り組む。

#### ア 未然防止に資する取り組み

- ① 定期的な生徒指導推進委員会や情報交換会において、児童理解推進を図るための時間を設け、児童の実態や課題の把握と共通理解を図る。
- ② 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を展開し、児童一人一人の自己存在感を高める。
- ③ 道徳教育や命を大切にするキャンペーン、人権意識を高める取り組みを推進する。また、各教科の年間指導計画をPDCAサイクルで毎年見直すなどして体験活動の充実を図る。
- ④ 課外活動等における過度の競争意識、勝利至上主義は、体罰につながったり、児童のストレスの蓄積を招いたりするとともに、教職員の不適切な言動がいじめを助長することを認識させる。（モラルアップ委員会と連携）
- ⑤ 学級活動、児童会活動等を有効に利用し、学校全体で暴力や暴言を排除し、思いやりの気持ちや励ましの言葉を賞賛していく。

#### イ いじめ防止等の啓発活動

- ① 児童及び保護者並びに教職員に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深めるため、学校ホームページ、すぐーる、集会、保護者会を活用して啓発活動を行うものとする。
- ② 年に1回人権週間を設け、学校全体で人権について考えていく。人権標語を作ったり、ビデオ視聴をしたりして、人権意識を高める。
- ③ 学校は、保護者・地域の方に、学校外（休日等）の児童の人間関係を観察してもらい、いじめがあった場合、速やかに学校に報告また相談するよう呼びかける。

### (3) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教師と保護者が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることとする。

#### ア 定期的な調査と教育相談

- ・ 困ったかなアンケートの実施
- ・ 学校生活アンケートの実施
- ・ 教育相談月間の実施（年2回）
- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

#### イ 相談体制の確立と相談窓口の設置

- ・ いじめ相談及び通報窓口の設置

吾妻小（0476-27-9060）養護教諭、教頭

保護者及び児童がいじめに関する事案を認知した場合、以下に相談及び通報する。

学校以外 24時間こども SOS ダイヤル 0120-0-78312

こどもの人権 110 番 0120-007-110

- ・ 悩み相談ポストの設置 ※保健室前
- ・ 本校のスクールカウンセラーの活用と連携
- ・ 職員相互の情報共有（職員会議、職員打合せ、記録の一元化）
- ・ 教育相談員の活用と連携
- ・ 管理職直通の相談フォーム（子ども、保護者）

## ウ 教職員の資質向上

- ・いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づける
- ・人権教育研修会や教育相談研修会、情報モラル研修会の実施
- ・特別支援アドバイザーの活用

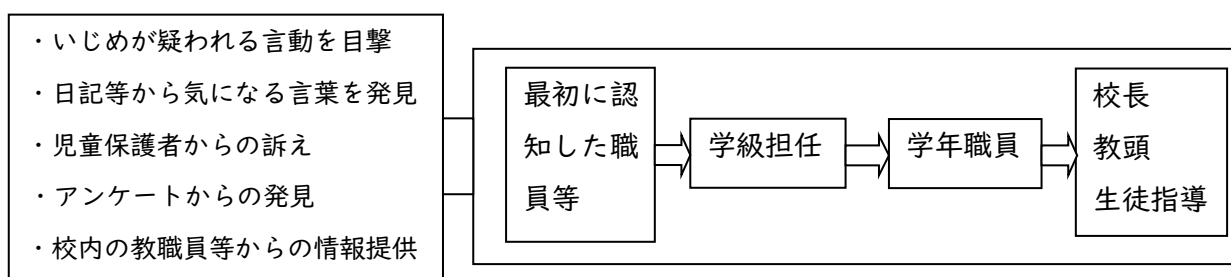
## エ インターネットを通して行われるいじめ防止対策の推進

- ・児童及び保護者に対してインターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、必要な啓発活動や指導を行うものとする

## 5 いじめを認知した場合の対応

### (1) 発見から組織的対応の展開

#### ①いじめの情報のキャッチ



#### ②対応方針の決定・役割分担

##### ○対応の方針

###### (1) 事実確認及び情報の整理

- ・事実に基づく聴取は、原則として被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぐ。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

###### (2) 対応方針の決定

- ・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認し対応の方針を決定する。

##### ○役割分担

- ・被害者、加害者、周辺児童からの事実確認及び事情聴取からの支援・指導  
(担当：担任・学年主任・教育相談担当・養護教諭等)
- ・保護者への対応  
(担当：担任・学年主任・管理職等)
- ・警察や教育委員会等、関係機関への対応  
(担当：生徒指導主任及び管理職等)

※担当については事例により判断し、常に組織的に対応できるようにする。

## (2) いじめ被害者への対応

心のケアや安心して学校に通学できるようにするための対応

- ・いかなる理由があっても、いじめられた児童の心情に徹底して寄り添う。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教職員が対応する。
- ・学校はいじめを絶対に許さないという認識に立ち、今後の指導の方針について児童に伝える。
- ・適宜、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカー等と連携し、活用を促すなど、不安や悩みの解消に通じる手立てを講じる。
- ・児童の良さや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導する。
- ・面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- ・自己肯定感を回復できるように友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

## (3) いじめ被害者の保護者への対応

- ・事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問等を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して児童を守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。

## (4) いじめ加害者への指導・対応

被害者が恐れている場合も想定して

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを考えさせる。
- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことを理解させ、責任転嫁を許さない。
- ・日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や学級活動等を通してよさを認め、プラスの行動に向かわせていく。

## (5) いじめ加害者の保護者への対応

- ・実態の把握後、保護者に事実を経過とともに伝え、児童に事実の確認をするとともに、相手の子供の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子供の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・学校は事実について指導し、被害者と加害者の関係修復を図るとともに、加害者の成長支援という視点に立って、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

## ◎出席停止制度の児童・保護者への周知

- ・学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめなどを繰り返す児童に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する場合もあり得る。
- ・出席停止制度が適用された場合の出席停止期間中の児童に対する学習支援の在り方について学校としての考え方を統一し、共通理解を図る。

### (6) 観衆、傍観者への指導・対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを指導する。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣い等について振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深め、傍観者の中から、いじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを報告する「相談者」に転換できるよう促す。

### 6 いじめの正確な認知の推進について

(いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告より)

- ・かつてのいじめの定義には、「自分より弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていたが、現行の法の定義にそれらの要素は含まれていない。
- ・いじめを正確に漏れなく認知することは、いじめへの対応の第一歩であり、法が機能するための大前提であるとし、いじめの認知と対応が適切に行われなかったために重大な結果を招いた事案があるということを真摯に受け止めていく。
- ・いじめ防止対策推進法に規定するいじめの定義を正確に解釈して認知を行えば、社会通念上のいじめとは乖離した行為「ごく初期段階のいじめ」「好意から行ったが意図せず相手を傷つけた場合」等もいじめとして認知することとなる。法の定義は、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ってしまうことがあるという事実を教訓として学び取り規定していることを踏まえ、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげていく。
- ・「けんか」が拡大解釈され、いじめの認知漏れに至る危険性を鑑み、外見的にはけ

んかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目し、見極めていく。

## 7 いじめの解消について

### ①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、本人や保護者との共通理解をもって判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を話し合い、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 8 特別な配慮が必要な児童について

- ・発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した児童生徒や保護者が外国人の児童生徒などの外国につながる児童生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するた

め、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

- ・東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## 9 重大事態への対処

### (1) 重大事態の基準

【重大事態とは】いじめ防止対策推進法より

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

### (2) 発生の調査報告

#### ア 調査組織の招集

- ・重大事態が発生したことを成田市教育委員会教育指導課に速やかに報告し、その後、改めて文書による報告をする。
- ・成田市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

①発見者→学級担任→学年職員→生徒指導主任→教頭→校長

②校長→成田市教育委員会教育指導課

※緊急時には臨機応変に対応する。

※必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する。

イ 事実関係を明確にするための調査と報告

・事実関係を明確にするための調査を徹底して実施する。

・上記調査結果を教育委員会に報告する。

① 生徒指導推進委員会の招集

(いじめ防止対策委員会：管理職・生徒指導主任、教育相談、養護教諭、学年主任、担任等、事案や緊急度に応じて編成)

②教育委員会教育指導課への報告と連携

③調査方法：＜事実の究明＞

・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取

・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順

④警察への通報など関係機関との連携

ウ 保護者等への情報提供

・いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 調査結果を踏まえた必要な措置

ア 関係機関との連携

犯罪行為としてとりあつかわれるべきいじめについては、教育委員会及び警察等関係機関と連携し対処する。

イ 再発防止

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・共同する体制を構築していく。

10 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

学校ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。

(2) 学校評価等

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめの早期発見に関する取組といじめの再発防止のための取組の2つの項目を学校評価の項目に加える。

(3) 基本方針の見直し

いじめに関する点検評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直していく。

(4) その他

年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応をとる。

11 校外相談・通報窓口

・成田市教育委員会教育指導課	0476-20-1582
・子どもと親のサポートセンター	0120-415-446
・チャイルドライン千葉	0120-99-7777
・24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310
・子どもの人権110番	0120-007-110
・千葉県警察本部相談窓口少年センターヤング・テレホン	0120-783-497
・千葉いのちの電話	043-227-3900

平成26年2月28日 策定

平成27年5月1日 改訂

平成28年4月13日 改訂

平成29年6月21日 改訂

平成30年6月29日 改訂

令和元年5月7日 改訂

令和2年5月29日 改訂

令和3年5月10日 改訂

令和4年3月24日 改訂

令和5年3月24日 改訂

令和6年3月27日 改訂

令和7年5月15日 改定

令和8年3月26日 改訂